

## 追 加 資 料

様式 1 (法人, 個人)

評価【B】又は3年以上の申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績がない法人・個人

追 加 資 料	確 認 欄
<p>1 直近3年(営業実績が3年未満の場合は当該期間。以下同じ。)の確定申告書の写し(法人の場合は法人税, 個人の場合は所得税であって, 税務署の受付印又は電子証明書のあるものに限る。)及び次の関係書類</p> <p>法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書に係る各種別表(固定資産台帳兼減価償却額明細書を提出している場合は当該明細書を含む。)</li> <li>・法人事業概況説明書</li> <li>・勘定科目内訳書</li> </ul>	
<p>個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税青色申告決算書又は収支報告書(全面)</li> </ul>	
2 営業実績がなく貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書, 個別注記表及び1の資料がない事業者は, 13から15の資料	
3 1の対象期間の消費税及び地方消費税の納税証明書	
4 県税, 市税に滞納がないことの証明書	
<p>5 来期以降5年間について, 次の様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書(様式2号)</li> <li>・収支計算書(様式3号(法人の場合), 様式3-4号(個人の場合))</li> </ul> <p>法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表(様式3-2号)</li> <li>・キャッシュフロー計算書(様式3-3号)</li> </ul>	
<p>6 債務超過理由書(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資本比率(純資産の計/負債及び純資産の計) &lt; 0の場合に限る。</li> </ul>	
<p>7 利益が計上できなかった理由書(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の対象期間の当期純利益の平均若しくは直前期の決算における当期純利益がプラスとならなかった場合に限る。</li> </ul>	
<p>8 法人の場合は, 1の対象期間の財務諸表のうち, 次の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売費及び一般管理費内訳書</li> <li>・製造原価報告書</li> </ul>	
9 1の対象期間のいずれかの年における所得税額の納付すべき額がプラスとならなかつた理由書(※個人の場合)	
10 その他, 各事案に市長が必要と認めた資料	

評価【C】又は事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが立証されないと認められる場合

追 加 資 料	確認欄
11 評価【B】で必要な書類すべて	
12 中小企業診断士又は公認会計士が作成した診断書 ※診断書には次の内容を含むこと。 (1) 過去5年間の貸借対照表、損益計算書から分析した財務状況の現状（事業の実績が5年に満たない場合は、過去のすべての決算書を基に分析を行う。） (2) 事業運営に係る財務上の問題点（債務超過に陥った理由書又は利益が計上できなかった理由 (3) 具体的な改善策及び改善効果 ・各問題点に対する具体的な改善策及び当該改善により見込まれる効果（金額により客観的に評価し、その根拠を示すこと。） ・この改善内容を5年間の事業計画、収支計画として示すこと。 ・5年以内に債務超過の解消、利益計上が見込まれる可能性について合理的に判断しうる内容となっていること。	
13 金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書	
14 申請法人の代表者（申請者が個人の場合は申請者）、役員（申請者が個人の場合は申請者の親族等）の個人資産又は金融機関等から借入を行うことにより、事業に必要な資金を調達する場合は、これらの者からの融資証明証及び代表者、役員等（金融機関を除く。）の資産状況を証明する書類（代表者、役員等の残高証明書に加え、当該資金を融資することが可能であることを裏付ける書類（預金通帳・取引明細書等））	
15 関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す書類（過去3年間の財務諸表、事業報告書等）	
16 その他、各事案に市長が必要と認めた資料	

※後日、さらに追加資料を求める場合があります。